

各位

会社名 テ ラ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 平 智 之
(コード番号：2191)
問合せ先 執行役員／管理本部長 玉 村 陽 一
(電話：03-5937-2111)

(開示事項の変更) 第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ

当社は、2020年10月28日付「第三者割当により発行される新株式の募集並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて開示いたしました第三者割当による募集株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）及び同年11月14日付「（開示事項の変更）第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」に関し、本日までに新たな事実関係が判明し、これらの記載内容の一部に変更すべき箇所が生じたので、お知らせいたします。

記

I 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容の変更について
変更箇所は__を付して表示しております。

(変更前)

<前略>

3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先はトレド社からの貸付金により調達予定とのことであり、当社は当該貸付についてトレド社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書の記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、中込弁護士より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の用途は当社から割当予定先に対する第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。なお、割当予定先より、貸付予定日は払込日前日であること及びトレド社と割当予定先の間には取引関係及び資本関係はないことを聞いております。

また、トレド社は、当該貸付に必要な資金である75億円を、同社の代表取締役である小池宣己氏の自己資金からの借入れにより調達済とのことです。当社は、割当予定先からトレド社の通帳の写しを入手し、2020年9月14日時点における口座残高が75億円を超えていることを確認いたしました。当社は、トレド社から割当予定先に対する融資業務の委任を受けた中込弁護士より、トレド社が小池宣己氏からの借入れにより当該資金を保有している旨の2020年10月2日付の保証書を受領しております。

<後略>

(変更後)

<前略>

3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先は株式会社トレド（本店所在地：東京都豊島区长崎二丁目3番20号、代表者名：小池宣己。以下「トレド社」といいます。）からの貸付金により調達予定とのことであり、当社は当該貸付についてトレド社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書の記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、トレド社から割当予定先に対する融資業務の委任を受けた中込秀樹弁護士（ふじ合同法律事務所）（以下「中込弁護士」といいます。）より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の使途は当社から割当予定先に対する第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。なお、貸付予定日は2020年11月12日であること及びトレド社と割当予定先との間には取引関係及び資本関係はないことを割当予定先の竹森郁取締役から当社の代表取締役および管理本部長が聞いておりましたが、2020年11月12日にはトレド社から融資がされず、同月13日になって融資がされたとのことです。なお、当社の代表取締役および管理本部長が割当予定先の竹森郁取締役に口頭で確認したところによれば、トレド社から、割当予定先の藤森徹也代表取締役に対して、払込期日の直前に、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬が虚偽でないことを証明等しない限りは融資を延期する旨が表明され、同月12日の融資がされなかったとのことであり、また、その後、トレド社がメキシコで委託した調査会社から、当社が開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたことから、同月13日午後になってトレド社から割当予定先に対する融資が実行されましたが、銀行において手続が実施された時間との関係上、トレド社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、当初の払込期日である同日中の当社への送金ができなかったとのことです。トレド社から割当予定先への融資金26億円は同月16日に割当予定先に着金し、その後、割当予定先は、融資資金をトレド社へ返金しておりますが（当社においては割当予定先より割当予定先の預金通帳、トレド社の銀行の振込受付書及び割当予定先の銀行の振込受付書のいずれも写しを受領し確認しております。）、その理由はトレド社から割当予定先への貸付予定日は本第三者割当増資の前日と合意されているためであるとのことです。

払込期日が11月30日に変更され、また本相殺による金額を除いた払込金額が2,574,350,000円と確定していることから、トレド社から割当予定先への26億円の貸付けはその前営業日である本日27日に実行されることが予定されており、当社は割当予定先の銀行口座の写しによりこれを確認する予定でありましたが、本日16時現在において、当社として割当予定先の銀行口座へのトレド社からの送金及び着金の確認ができておりません。当社としては、払込期日である30日当日において、午前中に割当予定先に電話し着金の有無について確認を行い、着金していれば速やかに当社への払込みを依頼するとともに、割当予定先には着金を確認できる証拠の提出を依頼します。さらに、当社において、インターネットを利用して当社の銀行口座残高の確認またはATM等での通帳記帳により着金を確認します。なお、トレド社の融資原資は小池宣己氏からトレド社に対する貸付資金であることに変更はない旨を割当予定先の竹森郁取締役より当社代表取締役および管理本部長が聞いております。

また、トレド社は、当該貸付に必要な資金である26億円を、同社の代表取締役である小池宣己氏の自己資金からの借入れにより調達済とのことです。当社は、中込弁護士より、トレド社が小池宣己氏からの借入れにより当該資金を保有している旨の2020年10月2日付の保証書を受領しております。

<後略>

II 業績に与える影響

本件が2020年12月期の連結業績に与える影響は軽微です。